

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について  
藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等を次のように一部を改正する。

2024年（令和6年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2024年（令和6年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、障がい者スポーツの振興を目的に、藤沢市立スポーツ施設の利用に係る団体登録要件を緩和することに伴い、関係する規則において所要の改正をする必要による。また、藤沢市有料公園施設等使用規則の一部改正に伴い、関係する規則において所要の改正をする必要による。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

#### 藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部を改正する規則

(藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正)

第1条 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号に次のただし書を加える。

ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者で組織する団体の場合は、5人以上の者で組織されている団体であること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。）の交付を受けている者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

第4条第2号に次のただし書を加える。

ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、減額後の金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

第18条第2項第4号を次のように改める。

（4）第4条第1号ただし書アからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合

第18条第4項中「第2項第4号」を「第4条第1号ただし書アからカ」に改める。

第19条第1項中「ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする」を「ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。」に改める。

（藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正）

第2条 藤沢市スポーツ広場条例施行規則（平成23年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号に次のただし書を加える。

ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者で組織する団体の場合は、5人以上の者で組織されている団体であること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載が

あるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定

により特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が

確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対

して交付される証をいう。)の交付を受けている者

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付

を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に

該当する者として記載されている者

第4条第2号に次のただし書を加える。

ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、減額後の金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

第18条第1項中「ただし、10円未満の金額においては、10円単位に切り上げた金額とする」を「ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。」に改める。

(藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正)

第3条 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号に次のただし書を加える。

ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者で組織する団体の場合は、5人以上の者で組織されている団体であること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の1

9 第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定

により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が

確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対し

て交付される証をいう。）の交付を受けている者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の規定により交付

を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に

該当する者として記載されている者

第7条第2号に次のただし書を加える。

ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。

#### 附 則

- 1 この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則第19条第1項の規定、藤沢市スポーツ広場条例施行規則第18条第1項は、この規則の施行の日以後の使用に係る利用料金の返還について適用し、同日前の使用に係る利用料金の返還については、なお従前の例による。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月25日 教委規則第9号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（団体登録を受けることができる団体）</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条第2項に規定する団体登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）とする。</p> <p>(1) 10人以上の者で組織されている団体であること。<u>ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者で組織する団体の場合は、5人以上の者で組織されている団体であること。</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</u></p> <p><u>イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の</u></p>	<p>○藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月25日 教委規則第9号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（団体登録を受けることができる団体）</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条第2項に規定する団体登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）とする。</p> <p>(1) 10人以上の者で組織されている団体であること。</p>

障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。）の交付を受けている者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。

ア この市の区域内に居住している者

イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者

ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者

(3) 団体の代表者が18歳以上で、かつ、この市の区域内に居住し

(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

ア この市の区域内に居住している者

イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者

ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者

(3) 団体の代表者が18歳以上で、かつ、この市の区域内に居住し

ている者であること。

第5条～第17条（略）

（利用料金の減免手続等）

**第18条** 条例第7条の規定により減額する利用料金（附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。）の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。ただし、減額後の金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

- (1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合  
5割
- ア 市が共催する行事等のために使用する場合  
イ 国又は神奈川県が使用する場合  
ウ この市の区域内に存する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は大学が使用する場合  
エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合  
オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合（入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。）
- (2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合
- 2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号

ている者であること。

第5条～第17条以降（略）

（利用料金の減免手続等）

**第18条** 条例第7条の規定により減額する利用料金（附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。）の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合  
5割
- ア 市が共催する行事等のために使用する場合  
イ 国又は神奈川県が使用する場合  
ウ この市の区域内に存する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は大学が使用する場合  
エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合  
オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合（入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。）
- (2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合
- 2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号



に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) この市の区域内に存する小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校が使用する場合
- (3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合
- (4) 第4条第1号ただし書アからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合

【ア～カ削除】

に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) この市の区域内に存する小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校が使用する場合
- (3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合
- (4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。）の交付を受けてい

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合（指定管理者にあっては、教育委員会の承認を必要とする。）

3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、**第4条第1号ただし書アからカ**に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

(既納の利用料金の還付手続等)

る者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合（指定管理者にあっては、教育委員会の承認を必要とする。）

3 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第4号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

(既納の利用料金の還付手続等)

第19条 条例第8条第1項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

- (1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額
- (2) 使用する日の前日までに条例第12条（同条第5号による場合を除く。）の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額
- (3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額
- (4) 使用する日の6日前から前日までに使用の取りやめの届出をし、指定管理者の承認を受けた場合 7割に相当する額（ただし、附属設備に係る既納の利用料金は全額）
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額

2 条例第8条第1項ただし書の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、施設等既納利用料金還付申請書に利用料金を納付した事実を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納利用料金還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

第19条 条例第8条第1項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

- (1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額
- (2) 使用する日の前日までに条例第12条（同条第5号による場合を除く。）の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額
- (3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額
- (4) 使用する日の6日前から前日までに使用の取りやめの届出をし、指定管理者の承認を受けた場合 7割に相当する額（ただし、附属設備に係る既納の利用料金は全額）
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額

2 条例第8条第1項ただし書の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、施設等既納利用料金還付申請書に利用料金を納付した事実を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納利用料金還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

第 2 0 条以降（略）

【改正附則省略】

第 2 0 条以降（略）

【改正附則省略】

藤沢市スポーツ広場条例施行規則（平成23年藤沢市教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○藤沢市スポーツ広場条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成23年2月3日 教委規則第3号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（団体登録を受けることができる団体）</p> <p><b>第4条</b> 条例第5条第2項に規定する団体登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）とする。</p> <p>(1) 10人以上の者で組織されている団体であること。<u>ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者で組織する団体の場合は、5人以上の者で組織されている団体であること。</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</u></p> <p><u>イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の</u></p>	<p>○藤沢市スポーツ広場条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成23年2月3日 教委規則第3号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（団体登録を受けることができる団体）</p> <p><b>第4条</b> 条例第5条第2項に規定する団体登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）とする。</p> <p>(1) 10人以上の者で組織されている団体であること。</p>

障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。）の交付を受けている者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。

ア この市の区域内に居住している者

イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者

ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者

(3) 団体の代表者が18歳以上で、かつ、この市の区域内に居住し

(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

ア この市の区域内に居住している者

イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者

ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者

(3) 団体の代表者が18歳以上で、かつ、この市の区域内に居住し

ている者であること。

第5条～第17条（略）

（使用料の減免手続等）

**第17条** 条例第8条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。ただし、減額後の金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合  
5割

ア 市が共催する行事等のために使用する場合

イ 国または神奈川県が使用する場合

ウ この市の区域内に存する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は大学が使用する場合

エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合

オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合（営利を目的とする場合を除く。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合その都度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

(2) この市の区域内に存する小学校、中学校（中等教育学校の前期

ている者であること。

第5条～第17条（略）

（使用料の減免手続等）

**第17条** 条例第8条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合  
5割

ア 市が共催する行事等のために使用する場合

イ 国または神奈川県が使用する場合

ウ この市の区域内に存する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は大学が使用する場合

エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合

オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合（営利を目的とする場合を除く。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合その都度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

(2) この市の区域内に存する小学校、中学校（中等教育学校の前期

課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合

- (3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合
- 3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設等使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、第3項による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、施設等使用料減免等決定通知書により通知するものとする。

(既納の使用料の還付手続等)

第18条 条例第9条のただし書の規定により還付する既納の使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額とする。

- (1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額
- (2) 使用する日の前日までに条例第12条(同条第5号による場合を除く。)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額
- (3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額
- (4) 使用する日の6日前から前日までに使用の取りやめの届出を

課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合

- (3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合
- 3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設等使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、第3項による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、施設等使用料減免等決定通知書により通知するものとする。

(既納の使用料の還付手続等)

第18条 条例第9条のただし書の規定により還付する既納の使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、10円未満の金額においては、10円単位に切り上げた金額とする。

- (1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合 全額
- (2) 使用する日の前日までに条例第12条(同条第5号による場合を除く。)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額
- (3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額
- (4) 使用する日の6日前から前日までに使用の取りやめの届出を



し、教育委員会の承認を受けた場合 7割に相当する額  
(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会がやむを得ない理由  
があると認めた場合 教育委員会が定める額

第19条以降(略)

【改正附則省略】

し、教育委員会の承認を受けた場合 7割に相当する額  
(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会がやむを得ない理由  
があると認めた場合 教育委員会が定める額

第19条以降(略)

【改正附則省略】

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○学校体育施設の市民利用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和51年7月19日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（利用することができるもの）</p> <p>第7条 開放校の施設（以下「開放施設」という。）を利用すること（照明設備を使用して開放施設を利用することを除く。以下「一般利用」という。）ができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）で一般利用をすることができる団体として委員会に登録されたものとする。</p> <p>（1） 10人以上の者で組織されている団体であること。<u>ただし、次のアからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者で組織する団体の場合は、5人以上の者で組織されている団体であること。</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</u></p> <p><u>イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の</u></p>	<p>○学校体育施設の市民利用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和51年7月19日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（利用することができるもの）</p> <p>第7条 開放校の施設（以下「開放施設」という。）を利用すること（照明設備を使用して開放施設を利用することを除く。以下「一般利用」という。）ができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）で一般利用をすることができる団体として委員会に登録されたものとする。</p> <p>（1） 10人以上の者で組織されている団体であること。</p>

充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者

オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。）の交付を受けている者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。ただし、前号アからカまでのいずれかに該当する者又は当該者及びその介護者で組織ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。

ア この市の区域内に居住している者

イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者

(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

ア この市の区域内に居住している者

イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者

ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者

(3) 団体の代表者が18歳以上で、かつ、この市の区域内に居住している者であること。

2 照明設備を使用して開放施設を利用すること（以下「特別利用」という。）ができるものは、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）第5条第3項の規定により施設等使用団体登録証（以下「使用団体登録証」という。）の交付を受けた団体とする。

第8条以降（略）

【改正附則省略】

ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者

(3) 団体の代表者が18歳以上で、かつ、この市の区域内に居住している者であること。

2 照明設備を使用して開放施設を利用すること（以下「特別利用」という。）ができるものは、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）第5条第3項の規定により施設等使用団体登録証（以下「使用団体登録証」という。）の交付を受けた団体とする。

第8条以降（略）

【改正附則省略】